

処 分 基 準

令和7年6月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の21第2項第1号
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の21第1項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準：別紙1のとおり
問 合 せ 先：岐阜県警察本部生活安全部 生活安全総務課風俗行政係（058-271-2424）
備 考：